

検査業務に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、Z局X課が実施している都市計画法に基づく許可を受けた開発行為に係る検査業務において、許可の内容に適合していない現場の施工状況にも関わらず、故意にその見逃しをしている疑いがある旨指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 前提事実 所属から提出された調査報告書によると以下の事実が認められる。</p> <p>(1) 本件開発許可について</p> <p>ア 内容 「間知石練積み擁壁（5m切土土羽付き）」の築造 ※開発区域の敷地北側に新設</p> <p>イ 問題となった点 当該擁壁端部の隔壁（袖壁）を擁壁に先行して築造した際、足場を立てる都合上、計画よりも大きく切土（掘削）したことから、擁壁を築造すると、擁壁の背面が埋戻しとなり、一部工事施工上の「盛土」となってしまう点 （「盛土」の場合、地盤の安定性に懸念があるため、土羽付きの間知石練積み造擁壁は「切土」に限られている。） ※床付け検査において、当該掘削をX課の担当職員2名が現認。 市への現状報告と対応策の提示を事業者側に求めた。（この間工事は中断）</p> <p>ウ イに対するX課の判断</p> <p>(ア) 結論 切土した部分に砕石を入れて転圧を繰り返すことや袖壁としっかり定着を取るなど、できる範囲の安全策を図ることで、設計変更（※）を要せず、工事再開を認める。 ※設計変更 許可を受けた工事の内容を変更することであり、変更許可申請等の手続が必要となる。なお、軽微な工事の施工方法の変更で、凶面への影響がないものに関しては、設計変更には該当しないものと判断することもある。</p> <p>(イ) 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の基本的な対応としては、RC擁壁での設計変更となるが、開発区域外まで造成が必要となる（工事範囲が他人の土地に広がってしまう）こと等を理由に申請者が不可と回答していること ・造成途中の現場をあまり長い期間このままにではできないこと ・市では、現場の状況及び工事施工の都合上、やむを得ず、土羽付きの間知石練積み造擁壁の背面の一部が盛土になる場合の内規を定めており、盛土が部分的であり、盛土の安定性が懸念されないような状況（土羽が盛土でなく、かつ、擁壁の背面の高さ1/3程度が盛土）であれば、個別の対応として、盛土部分の砕石を厚くしたうえで、土羽付きの間知石練積み造擁壁の築造を認めていること ・今回の場合、切土範囲が、足場のために必要な最小限（擁壁全体約15mに比べ1m程度と小区間）であり、背面土の土羽は高さが1m程度と低く、傾斜もそれほどなかったため、擁壁の背面の盛土部分は高さ1/3を超えらると思われるが、砕石を入れて転圧を繰り返すことにより地山と同等の強度が確保され、切土した部分が復旧されること、及び袖壁を鉄筋でしっかりと定着させることにより、盛土になることによる構造上の影響は少ないものと思料され、擁壁全体の安全性は確保されると判断できること <p>(ウ) 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X課B係長は、主担当職員から、業務繁忙等により本件の申請者対応をやりきれないとの相談を受け、本件の対応を主担当職員に代わって行うこととした。 ・B係長は、主担当職員と共に現場の状況を確認した同課A職員並びに造成に関する業務経験が豊富なY課のD係長及びE係長に「イ 問題となった点」について対応を相談した。 <p>※3名の意見 【A職員】重力式のRC擁壁への設計変更</p>

【D係長】RC擁壁への設計変更（本市の通常の対応）

【E係長】掘削部分に砕石を入れ転圧して対応（内規の準用）

・内部での相談と並行して、B係長は申請者に説明・確認した。

※申請者の主張

①（工期について）時間がかかるのは困る。

②RC擁壁での設計変更をすると工事範囲が他人の土地側に広がってしまうが、相手方の了承を得られないことから対応が不可能である。

③申請者は工務店の経営者であって、擁壁を積み、掘削部分に砕石を充填しながら少しずつ転圧して対応する工法は、通常実施しているものである。

・B係長はA職員ら3名から得た意見を、申請者の主張と併せて、上司であるC課長に相談した。（主担当職員は業務繁忙により同席できず。）

・C課長は事業者側から現状報告を求めない旨判断した。

また、切土範囲が必要最小限であることや土羽の高さ等を考慮し、B係長に対して、できる範囲の安全策を設計者等と相談するとともに「横浜市の考えは原則RC擁壁での設計変更であること」「次は（今回認める工法を）認めないこと」を伝えるよう指示した。

※この際、C課長は「場を和ませるための冗談」との認識で、市として現場検査の状況（本件掘削状況）を「見なかったことにする」と発言した。

(2) B係長による申請者及び主担当職員への説明状況等について

ア 申請者

・B係長は申請者に(1)ウ(ア)の結論について伝達

・この際、B係長はC課長の指示（発言）を受け「（今回認める工法は）横浜市が公表している基準とは異なる施工方法であり通常は認めておらず、次に似た状況になっても、必ずしも同じ判断にならない。あくまでも掘削しすぎた場合にはRC擁壁への設計変更が原則であり、横浜市としては現場検査の状況は見なかったという対応になる」旨を申請者に伝えた。

・また、市が預かっている資料（床付け検査の際、主担当職員が提出を求めた現状報告の図面）を処分する旨伝え、申請者から了承を得た。

イ 主担当職員

・B係長は主担当職員に、X課の判断（申請者が主張する工法であっても擁壁全体の安全性は確保されると判断できるため、今回に限り当該工法を認めること。ついては、本市は当該掘削状況を見なかったことにすること。）及び申請者にその旨伝達したことを説明

・B係長は、主担当職員から「今後事業者側から中間検査の申し出があった際には、現場検査を行わず、写真報告のみで対応すればよいのか」聞かれ、その旨了承
※中間検査は、横浜市都市計画法施行細則に実施が規定されているが、検査の方法については、同細則に規定はなく、通常、現地確認にて実施しているものの、事業者との予定が合わない等の場合には、事業者から提出を受けた写真での検査を行うこともある。

・B係長は、主担当職員から「見なかったことにするということは、市が預かっている資料を破棄した方がよいか」「破棄したい」と言われ、「現状報告の図面に示された工法は採用されなかったため不要である」として資料の破棄を指示

2 判断

(1) 本件掘削への対応に係る行政指導の内容について

法令違反となる事実は認められない。

➡ 今回の判断（掘削したところを砕石により埋め戻して転圧するという手法による対応）は、市の通常の指導内容（RC擁壁での設計変更）とは異なるものだったところ、許可権者としては内規の考え方を基に本件擁壁の具体的な事情（1(1)ウ(イ)参照）を考

慮して、申請者が提案した施工方法であっても、擁壁全体の安全性が確保されると判断できたとのことであり、そのような判断が関係法令に照らして技術的基準を満たしていないとは認められないため、行政指導が違法であるとまでは認められない。

また、判断にあたっては、課内に留まらず、他課の経験豊富な職員への相談も行っており、組織として必要な検討を行うことができているものと認められる。

(2) 本件掘削への対応に係る X 課 C 課長及び B 係長の言動について
市の責任職として不適切な言動が認められた。

➡ C 課長は B 係長に対して、B 係長は C 課長の発言を受け、申請者及び部下である主担当職員に対して、本件掘削状況を市として「見なかったことにする」旨発言したとのことである。

C 課長本人は冗談交じりの発言であったと弁明しているが、B 係長が当該発言をそのまま受け止め、申請者や主担当職員にその旨伝えた結果を踏まえると、後講釈の言い訳であるとも推測され、不適切な発言であったと指摘せざるを得ない。

また、B 係長が、責任職であるにもかかわらず、上司による指示であるとして、自ら判断や思料することなく漫然と鵜呑みにし、申請者や部下職員に対して、「見なかったことにする」という発言のほか、「見なかったことにする」という考えに基づく工事期間中の資料廃棄の指示や中間検査の現場確認を省略して良いとの判断を行ったことは問題である。そのような言動は、市が、法令で定められた技術的基準に抵触する工法をあえて黙認したと受け止められるものであり、開発許可行政への信用を失墜しかねない非常に不適切な判断・対応であったと言わざるを得ない。また、職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有している文書は「行政文書」にあたる。具体的には、「行政文書」を「收受」し、その後、保存期間や廃棄の判断は組織として行うべきものである点からも、そのような手続の過程を一切経ることなく、今回係長が独断により廃棄を指示したことは、記録管理の観点から不適切な判断であり、隠ぺいの意図があったと指摘されてもやむを得ないものである。

(3) 中間検査について

本件の中間検査の方法については、不適切であったと指摘せざるを得ない。

➡ 中間検査の方法については、法令等において特段の定めがなく、運用上も現地確認以外の方法もとられていることから、事業者からの写真提出による検査とした判断が必ずしも法令違反であるとは認められない一方で、本来、本件のような工事こそ中間検査をしっかりと現地で行うべきものと考えられ、行政としては不適切なものであったことは指摘せざるを得ない。

3 まとめ

本件通報内容について、行政指導が違法であるとは認められない一方で、責任職による不適切な判断や言動があったことが認められた。

行政文書は、組織として意思決定のうへ、適切に保管・廃棄を行うべきものであり、係長が独断で事業者からの收受文書の廃棄を指示したことは不適切な行為であった。また、行政指導は、相手方の任意の協力を通じて行政目的を達成するものであるという点で開発許可のような行政処分とは性格を異にするものの、行政活動の一環として行われるものである以上、その経過には透明性や説明責任が求められるのであり、事業者から提出された資料や、判断の過程や結果は、すべて時系列に保有・記録することにより、判断の根拠や責任の所在を明確化しておく必要がある。(なお、行政手続法において、相手方は行政指導の中止等を求めることができるのであり、この点からも行政指導の経過等を文書で残しておくことは必須である。)

特に本件のように技術的に複数の手法が考えられる事案では、職員から課長まで問題を共有した上で、安全性等の観点からどのような行政指導が適切と判断したのか、認識を共有しておくことが重要である。本件ではその点が十分でなく、かえって職員の不信感を招いた結

	<p>果、内部通報に至ったとも推察される。所属の調査において関係職員への聴取を複数回にわたって行ったことや専門家による安全性の確認を実施したことは、通報に真摯に向き合った結果である一方で調査の長期化の一因にもなっており、反省を求めるものである。</p> <p>委員会としては、今回の事案を教訓として、所属において、行政の信頼が損なわれるような責任職による不適切な言動等を起こさせないよう、C課長及びB係長への強い指導並びに局全体に対する注意喚起を行うことと併せ、判断の過程を職員間で共有し、記録化していくことが、専門性の高い事案への対応力や組織としての透明性を高めることにつながることを認識して前向きに取り組んでいただくことを求め、対応を終了する。</p>
本市の対応	<p>C課長及びB係長を強く指導し、局全体へ注意喚起するとともに、提出された書類や判断の過程等を時系列で記録・保管し、職員間で共有することにより、専門性の高い事案への対応力や透明性を高めていく。</p>